

学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食は、学校給食法に基づき、健康の保持増進や食育の推進を図るなど、大きな教育的意義を有し、教科学習とともに学校教育の柱となっており、さらには地域の農水産物の活用を通じて産業振興にも寄与している。

文部科学省の「令和5年度学校給食実施状況等調査」によると、完全給食実施学校数は28,900校（94.6%）となっており、完全給食の給食費（実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額）の平均月額は、小学校で4,688円、中学校で5,367円であり、直近5年間で約8%、10年間で約12%上昇している。

こうした中、国が昨年12月に少子化対策の実現に向け閣議決定した「こども未来戦略」においては、「理想の子ども数を持たない最多の理由」は経済的負担感であり、学校給食費の無償化の実施に向けて実態を調査し、具体的方策を検討すると明記されているところである。

一方、全国の自治体では、文部科学省の「令和5年度学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査」によれば、令和5年9月1日時点で、全国1,794自治体のうち何らかの形で無償化又は一部補助を実施している（予定も含む）のは775自治体で、そのうち小学校及び中学校とも無償化を実施しているのは547自治体となっている。

その財政力から無償化の実施が困難な自治体が多く、実施している自治体であってもその財源確保に苦慮しているのが実情であり、多岐にわたる保護者負担の増大に対処するためには、学校給食費の無償化を子ども・子育て政策に位置づけることが急務である。そして、学校教育の一環としての豊かな学校給食を確保するとともに、全国あらゆる学校での給食費を無償とするには、国の財政措置が必要不可欠である。

よって、国においては、学校給食費の無償化の実現のため、十分な財政措置を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月11日